

湖東定住自立圏の形成に関する協定書

彦根市(以下「甲」という。)と 町(以下「乙」という。)は、湖東定住自立圏(以下「圏域」という。)の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第4の規定によるものをいう。)を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲乙が相互に役割を分担して人口定住のために必要な生活機能を確保しつつ、協調および連携を図りながら圏域全体の住民福祉の向上および地域振興を図るため、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的の達成のために圏域を形成し、次条に規定する政策および施策の分野の取組において相互に役割を分担して協調および連携を図り、共同し、または補完し合うこととする。

(連携する取組の分野および内容ならびに甲乙の役割分担)

第3条 甲乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、または補完し合う政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容ならびに当該取組における甲および乙の役割は、当該各号に規定するものとする。

別紙「湖東定住自立圏の形成に関する協定書第3条一覧表」のとおり

(事務執行に当たっての連携、協力および費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲乙は、相互に役割を分担して連携し、または協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続または人員の確保に係る負担ならびに前条および前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲または乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 彦根市元町4番2号
彦根市
彦根市長 獅山 向洋

乙 町 番地
町
町長